

江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

江別市長 後 藤 好 人

江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号。以下「温対法」という。）第 2 1 条に規定する江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）の実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における産業部門及び民生部門（家庭及び業務）等における温室効果ガスの排出量を削減するために必要となる事項などを協議し、市における地球温暖化対策に資する取組を推進するため、江別市地球温暖化対策実行計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実行計画に掲げる地域の将来ビジョン及び脱炭素シナリオ並びに再エネ導入の目標を実現するための取組に関すること。
- (2) 実行計画に掲げる地域の実情に応じた温室効果ガス削減のための取組に関すること。
- (3) 実行計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 民間事業者
 - (3) 市内の環境団体
 - (4) 地球温暖化防止活動推進員、環境推進員
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市民公募
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 1 0 年度末までとする。ただし、前項各号の区分のうち、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから定める。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議に出席することができない委員は、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、当該委員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。

5 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 前項の規定にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき、又は災害等やむを得ない事情により会議を開催することが困難と判断したときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(事務局)

第6条 協議会の業務を執行するため、生活環境部に事務局を置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。